

藤枝市公告式条例の一部を改正する条例

藤枝市公告式条例（昭和29年藤枝市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「年月日」の次に「及び条例番号」を加える。

第3条を削る。

第4条の見出しを「(規則の公布及び規程の公表)」に改め、同条第1項中「除くほか、」を「公布しようとするとき、又は」に、「公表の旨」を「公布又は公表の旨」に改め、「、年月日」の次に「、番号」を加え、「おさなければならない」を「押さなければならない」に改め、同条第2項中「第2条第2項」を「前条第2項」に、「規程」を「規則又は規程」に改め、同条を第3条とする。

第5条の見出し中「その他規則」を「市の機関の定める規則」に改め、同条第1項前段中「第2条」を「前条」に改め、「その他市の機関の定める規則」の次に「及び市の機関の定める規程」を加え、同項後段中「第2条中「市長」とあるは「当該機関又は当該機関を代表する者」」を「同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関の名称（当該機関を代表する者を置く場合にあっては、当該機関の名称及び代表する者の名）」と、「市長印」とあるのは「当該機関印（当該機関を代表する者を置く場合にあっては、当該機関を代表する者の印）」」に改め、同条第2項を削り、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。